

第1条 受注者は、発注者の発行する発注書により、提出期限までに指定の場所に物品を納入しなければならない。

2 受注者は、物品の納入に当たって、その品質、形状、寸法等については、すべて発注者の定める規格、仕様書、図面又は見本により納入しなければならない。

第2条 受注者は、物品の持込みと同時に発注者の定める納品書を提出しなければならない。いったん持ち込んだ物品は、発注者の承認がなければこれを引き取ることができないものとする。

第3条 納入物品は、発注者の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のための変質、変形又は消耗き損したものは、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。

2 発注者は、前項の検査を持込みの日から10日以内に完了するものとする。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。受注者は、もし立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 受注者は、検査の結果不合格と決定した物品については、遅滞なくこれを引き取り、速やかに代品を納入しなければならない。この場合において、前条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

2 前項の場合において、発注者は、1回に限り相当の日数を引換え又は手直しの期間として認めることがある。この場合の日数は、第8条第2項の規定による遅延違約金の徴収日数に算入しないものとする。

3 発注者は、第1項の不合格品について、その不良の程度が軽微で、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を相当減価のうえこれを採用することがあるものとする。

第5条 物品の所有権は検査に合格したときをもって受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意若しくは重大な過失によって生じせしめたとき、又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

第6条 受注者は、第1条に定める期限までに物品を納入できないときは、遅滞なくその事由及び影響日数等を詳記して、発注者に届け出なければならない。

第7条 発注者は、受注者が指定の期限までに物品を納入できない場合であって、その事由が当事者双方の責に帰することのできない事由によるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。

第8条 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により、受注者が指定の期限までに物品を納入することができない場合であって、発注者がその事業に著しい支障を来さないと認めるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。

2 受注者は、期限内に物品の納入を終了しないときは、延滞日数につき契約金額に年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の場合を除く。）を遅延違約金として発注者に納付するものとする。ただし、発注者が個々に分割して履行しても支障ないと認めるときは、各部分について計算することがある。

3 受注者は、第1項の規定により期限の延長を認められた場合であって、契約が解除されたときは、その解除の日までの延長日数について、前項の規定により計算した金額を発注者に支払うものとする。

第9条 受注者は、1か月分の納入代金をまとめ翌月までに発注者に請求するものとし、発注者は前項の支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに受注者に支払わなければならない。

2 発注者は、正当な理由なく前項の期間内に代金を支払わないときは、発注者は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）に定めるところにより、受注者に対し支払金額に公正取引委員会規則が定めた率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の場合を除く。）を遅延利息として支払うものとする。

第10条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は納入の中止をすることができる。

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議のうえこの契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

2 受注者は、前条の中止期間が引き続き3か月以上に及ぶときは、発注者と協議のうえ全部又は一部の解除をすることができるものとする。

3 前2項の場合において、発注者は受注者の請求により既納品の代金を支払い、かつ、保証金を還付するものとする。

第12条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができるものとする。

(1) 期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

(2) 契約履行の着手を遷延したとき。

(3) 契約解除の請求があったとき。

(4) 正当の理由がなく発注者の係員の指示に従わないとき、又は発注者の検査監督に際し発注者の係員の職務執行を妨害したとき。

(5) 契約の履行に当たって、これを粗雑にし、又は品質数量に関して不正な行為をしたとき。

(6) 前各号のほか、受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約条項に違反したとき。

(7) 受注者が銀行取引を停止されたとき。

(8) 前条第2項に定める場合のほか、受注者から契約解除の願い出があったとき。

(9) 受注者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年財経庶第922号）第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明したとき。

(10) 受注者が自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いて委託者の信用を毀損し、若しくは委託者の業務を妨害する行為を行ったとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付が免除されている場合においては、受注者は、発注限度額から既納物品に対する代金相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額を違約金として納付しなければならない。ただし、正当の理由により契約の解除を申し出たときは、この限りでない。

3 第1項第9号又は第10号によりこの契約を解除したときは、受注者に対して、これにより被った損害の賠償を請求できるものとする。

4 発注者は、契約を解除した場合においては、検査済供給部分に対して相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることがある。その他のものは、受注者は遅滞なく引き取らなければならない。

5 この条の契約解除は、第8条第2項に規定する遅延違約金の徴収を妨げないものとする。

第13条 契約締結後において、動乱又は天災事変等不測の事件に基づく経済情勢の激変によって、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、

発注者は受注者と協議のうえ、契約金額を変更することができる。

第14条 発注者は、受注者から取得する金銭のあるときは、受注者に対して支払うべき代金又は契約保証金と相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

第15条 受注者は、この契約についての権利義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

第16条 受注者は、この契約について仕様書、図面及び契約条項に明記されていない事項でも物品供給上当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で施行するものとする。

第17条 受注者は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。

2 受注者は、再委託した者が暴力団関係者等に該当することが判明した場合には、直ちに再委託した者との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。

3 前項の規程に違反した場合、発注者は受注者に対し、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。

4 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

5 発注者は、第3項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。

第18条 受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告にあたっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 受注者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。

第19条 この契約条項に明示されていない事項及びこの契約条項について疑義を生じたときは、発注者と受注者の間で協議して定める。

発注者と受注者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。